

介護度改善インセンティブ事業 令和7年度実施に向けた見直しについて

1. 介護度改善インセンティブ事業について

事業の目的

高齢者の自立支援や重度化防止に資する質の高いサービスを提供している介護サービス事業所の取組を評価、支援することにより、市内の介護サービス事業所全体のサービス提供水準の向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざす。

事業の内容

①事業所表彰

通所介護事業所（地域密着型を含む）について、利用者の日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況进行评估し、優良と認められる事業所を表彰し、報奨金を交付

②利用者表彰

日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況が特に優秀と認められる利用者を表彰

対象事業所

川西市内に所在する通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所のうち、本事業への参加を希望する事業所

評価方法

①事業所の体制に関する評価

評価期間を通じて、次のいずれも満たしていること

ア. 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又は(Ⅰ)ロを算定していること

イ. 科学的介護推進体制加算を算定していること

②介護度の改善に関する評価

評価期間内に個別機能訓練加算の算定の際に実施する生活機能チェックシートによるADL評価により評価得点の差を計算し、利用者を「改善」「維持」「悪化」に区分した上で、改善割合を算出

(参考)改善割合の算出方法

$$\frac{\text{ADL評価の改善者数} + (\text{ADL評価の維持者数} \times 0.5)}{\text{評価対象利用者数}} \times 100$$

インセンティブ(報奨)の内容

①事業所に対する表彰と報奨金の交付

「リハビリ型」と「一般型」の2部門に分け、部門ごとに改善割合の高い上位3事業所について、市長表彰及び報奨金を交付。また、上位3事業所に入らなかった場合でも、改善割合が50%を超えている場合には、「努力賞」として報奨金を交付。

(参考)報奨金額

【リハビリ型】	1位:50万円	2位:30万円	3位:10万円	努力賞:5万円
【一般型】	1位:30万円	2位:10万円	3位:5万円	努力賞:3万円

②参加事業所の周知

表彰された事業所については、市ホームページ等で広く周知するとともに、その他の参加事業所についても、介護保険ガイドブックやかわにしサポートナビで周知

③利用者に対するインセンティブ

各部門について、ADL評価の改善点数が上位の5名を市長から表彰。また、事業に参加し、評価期間内にADL評価による得点差を算出した利用者全員に対し、奨励賞(記念品)を授与

2. 見直しの目的と視点などについて

目的と視点

- ①参加事業者の拡大
 - ➡事業者の体制に関する評価の緩和
- ②状態像の「改善」をより高く評価
 - ➡各部門の特徴に応じて評価できるよう改善割合の算出方法を見直し
- ③参加者の精神面の評価
 - ➡参加者の主観を評価するためのケアマネジャーの関与の強化

成 果

- ①について…R7年度は20事業者の参加をめざす(R6:18事業所)
- ②について…状態像の「改善」をより意識した取組を促進
- ③について…利用者の主観に基づく評価も事業所評価に反映

関係団体との意見交換

川西市介護保険サービス協会との意見交換（令和6年12月）

- ・担当ケアマネジャーがアンケートを実施した場合、そのケアマネジャーの主観や聞き方で回答に差が生じるのではないかな。
- ・バーセルインデックスは特に重度者の改善度合を示す評価項目が少なく、改善度合いを十分に評価できないのではないかな。
- ・順位で報酬に差をつけるのではなく、一定の基準をクリアした事業所へ一律に支給できないかな。
- ・担当ケアマネジャーにインセンティブの付与もしくは表彰状を渡せないのか。
- ・現場は人員が厳しく目の前の仕事に精一杯であり、新しい取組をはじめることには積極的ではない。

兵庫県介護支援専門員協会川西・猪名川支部との意見交換（令和6年12月）

- ・担当ケアマネジャーがアンケートを実施した場合、ケアマネジャーによって価値観が違ふため、回答結果にばらつきが出ないよう、基準を示すであつたり、わかりやすい質問の仕方などを示してほしい。
- ・アンケートを実施することでケアマネジャーの業務負担が増えるのではないかな。
- ・デイサービスの利用者を同じ法人内のケアマネジャーが担当している場合、恣意的な評価となるのではないかな。
- ・本事業の対象に要支援者を追加してはどうか。

3. 見直し案について

①参加事業者の拡大

・事業者の体制に関する評価の緩和

➡科学的介護推進体制加算について、加算の届出のみで可とする

これまで実施してきた中で、当該加算の届出は行っているが実際に加算を算定していないため、本事業への参加を見送った事業者が複数あったことから、実際に加算を算定しているかどうかは要件としないことにより、更に参加事業者を増やしていく。

②状態像の「改善」をより高く評価

各部門の特徴に応じて評価できるよう改善割合の算出方法を見直し

(見直し前) 改善:「1」 維持:「0.5」 悪化:「0」

(見直し後)

- リハビリ型…改善度合いに応じてより高く評価し、悪化をマイナス評価に変更
5点改善:「1」 10点改善:「1.4」 15点改善:「1.8」 20点以上改善:「2.0」
維持:「0.5」 悪化:「△0.2」
- 一般型…改善と悪化についてリハビリ型と差をつける
改善:「1.2」 維持:「0.5」 悪化:「△0.1」

リハビリ型の参加事業者から、「改善度合いに関わらず「1」と評価するのは公平ではない」との意見があったこと、及び本事業の目的を鑑み、「改善」を部門毎の特徴に応じてより高く評価し、「悪化」についてマイナス評価に変更するなど、評価にメリハリをつけることで、自立支援に資する質の高い介護サービスを提供する事業所の取組を評価し、市内の通所サービスの提供水準の向上につなげることができる。

③参加者の精神面の評価

参加者の主観を評価するためのケアマネジャーの関与の強化

2回目の評価時点で、ケアマネジャーが参加者の主観に係るアンケートを実施し、結果に応じて改善割合を補正

(アンケートの内容)

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、主観的健康観と主観的幸福感の2問を抜粋し、関係団体の意見を踏まえ内容を一部修正して実施。

また、関係団体と協議の上、ケアマネジャー及び参加者の負担も考慮し、アンケートの内容や設問数について検討していく。

(改善割合の補正)

2問で100点満点とし(問1が30点、問2が70点)、

- ・平均70点未満の場合は、算出した改善割合に0.9を乗じる
- ・平均30点未満の場合は、その事業所を表彰対象としない

担当ケアマネジャー(第三者の視点)が参加者の主観的な部分を評価することで、身体面だけでなく精神面も加味して事業所評価を行うことができる。

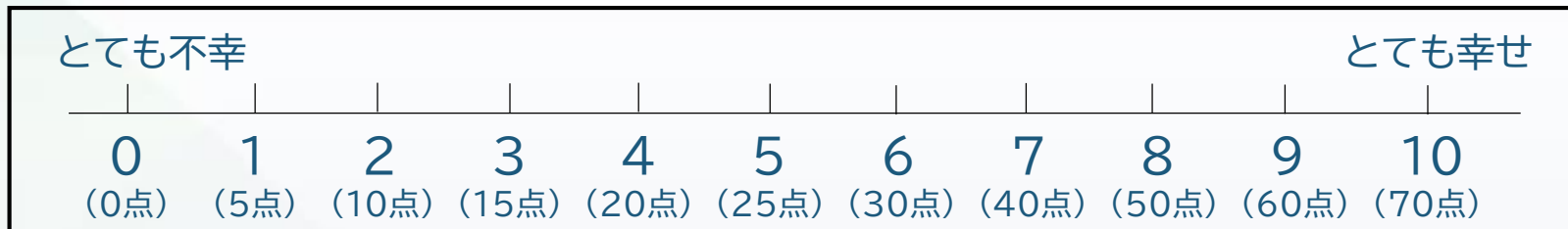
(参考)担当ケアマネジャーが実施するアンケートの内容(案)

参加者が回答しやすいよう聞き方を工夫するとともに、事業実施前に開催する説明会において、ケアマネジャー向けにアンケートの実施方法を説明することで、結果にばらつきが出ないよう取り組む。

問1 介護度改善インセンティブ事業に参加した後のあなたの健康状態はいかがですか

- | | | | |
|-------------------|------------------|---------------------|-----------------|
| 1. とてもよい
(30点) | 2. まあよい
(20点) | 3. あまりよくない
(10点) | 4. よくない
(0点) |
|-------------------|------------------|---------------------|-----------------|

問2 介護度改善インセンティブ事業に参加した後、あなたはどの程度幸せですか



※実際にアンケートを実施する場合には、得点は表示しません。

(参考)見直し前後の改善割合の算出方法

○見直し前

$$\frac{\text{ADL評価の改善者数} + (\text{ADL評価の維持者数} \times 0.5)}{\text{評価対象利用者}} \times 100$$

○見直し後

①改善割合を算出【リハビリ型】

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{ADL評価の【5点】改善者数} \times 1.0) + (\text{ADL評価の【10点】改善者数} \times 1.4) \\ &+ (\text{ADL評価の【15点】改善者数} \times 1.8) + (\text{ADL評価の【20点以上】改善者数} \times 2.0) \\ &+ (\text{ADL評価の維持者数} \times 0.5) + (\text{ADL評価の悪化者数} \times -0.2) \end{aligned}}{\text{評価対象利用者}} \times 100$$

①改善割合を算出【一般型】

$$\frac{(\text{ADL評価の改善者数} \times 1.2) + (\text{ADL評価の維持者数} \times 0.5) + (\text{ADL評価の悪化者数} \times -0.1)}{\text{評価対象利用者}} \times 100$$

②参加者の主観的評価の平均点に応じて改善割合を補正

・平均点が70点未満の場合は0.9を乗じる ・平均点が30点未満の場合は表彰対象としない

4. 見直し案まとめ

項目	具体的な見直し内容
参加事業者の拡大	1 事業者の体制に関する評価の緩和 科学的介護推進体制加算について届出のみで可とする
状態像の「改善」をより高く評価	2 各部門の特徴に応じて評価できるよう改善割合の算出方法を見直し リハビリ型:改善度合いに応じてより高く評価し、悪化をマイナス評価に変更 一般型:改善と悪化についてリハビリ型と差をつける
参加者の精神面の評価	3 参加者の主観を評価するためのケアマネジャーの関与の強化 2回目の評価時点で、ケアマネジャーが参加者の主観に係るアンケートを実施し、結果に応じて改善割合を補正

5. 今後のスケジュール

	取組内容
令和7年1月	介護保険運営協議会での協議
令和7年3月	見直し内容確定
令和7年4月	事業者向け説明会の開催
令和7年5月	参加受付開始